

注記

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものとは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再評価は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

・出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

・無形固定資産

定額法を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去 3 年間の平均不納欠損率により計上しております。

・賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

・退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

・損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

III. 追加情報

①対象範囲（対象とする会計）

一般会計

国民健康保険事業勘定特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険事業勘定特別会計

介護サービス事業勘定特別会計

診療所・老健施設特別会計

水道事業会計

②財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法 235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

③地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

(注意) 地方公共団体財政健全化法における各比率算定の対象と基準モデルにおける会計の対象とは範囲が異なります。

実質赤字比率の算定に必要とされる事項

実質赤字 なし

標準財政規模の額 2,869,972 千円

④利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 25,456 千円

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費繰越額 0 千円

繰越明許費 0 千円

事故繰越額 0 千円

⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4,039,034 千円

⑦将来負担に関する情報 (地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

イ. 一般会計等に係る地方債の現在高 5,633,281 千円

ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額 25,456 千円

ハ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 5,964 千円

ニ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 109,386 千円

ホ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 555,229 千円

ヘ. 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 0 千円

ト. 連結実質赤字額 なし

チ. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 0 千円

リ. 地方債の償還額等に充当可能な基金 1,769,562 千円

ヌ. 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 0 千円

ル. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 4,039,034 千円